

鳥取県青少年健全育成条例に係る県政参画電子アンケート
及びパブリックコメントの実施結果について

令和7年2月21日
家庭支援課

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正に係る県政参画電子アンケート及びパブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。なお、本条例の一部改正は2月定例県議会に上程中です。

1 県政参画電子アンケート実施結果

(1) 実施期間 令和7年1月20日から同月27日まで

(2) 回答数 400件

(3) アンケート結果

ア 青少年に対して、闇バイトやオンラインカジノなどの犯罪に引き込むようなインターネット・SNS上の広告や投稿の閲覧・視聴を制限することについて、どう思われますか。

賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
91.3%	8.0%	0.7%

イ オンラインカジノを客として利用することは賭博にあたることから、青少年をオンラインカジノに勧誘する行為を禁止することについて、どう思われますか。

賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
95.8%	3.5%	0.7%

ウ 青少年の顔写真等を使って生成AIにより作成された性的な画像は、児童ポルノと同様のものと考えられることから、これを作成し、他人に提供し、又はインターネット上に掲載する行為を禁止することについて、どう思われますか。

賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
93.5%	4.8%	1.7%

エ イ、ウの禁止に違反した場合に罰金などの罰則を科すことについて、どう思われますか。

賛成・どちらかといえば賛成	反対・どちらかといえば反対	わからない
92.8%	4.5%	2.7%

2 パブリックコメント実施結果

(1) 意見募集期間 令和7年1月23日から2月3日まで

(2) 募集方法 ホームページへの掲載、新聞広告の掲載、県・市町村窓口等におけるチラシの配架

(3) 意見受付件数 67件

(4) 主な意見の概要及び対応

主な意見の概要	対応
① 青少年のSNS利用に際し、適切な利用方法を習得させるよう努めること等を保護者・学校関係者等の努力義務として規定することについて ・18歳未満の児童がSNSを利用する際に、各家庭のルール作りを努力義務とするようにしてほしい。 ・SNSの適切な利用方法の習得について、「適切」という部分をもう少し噛み砕くなど、具体的にわかりやすくする必要がある。 ・保護者によるペアレンタルコントロールのさらなる強化が重要。 ・SNSの適切な利用を習得させることを学校関係者等の努力義務として規定することは反対。保護者の責任の元スマホを持たせているので学校関係はむしろ切り離すべき。 ・今回の一部改正が、保護者のペアレンタルコントロールの大切さを見直すきっかけのひとつになることを願う。	「SNSの適切な利用方法」については、各家庭のルール作りも含め、犯罪被害に巻き込まれないための個人情報の取扱い・留意事項やいじめ・誹謗中傷にあった際の相談窓口などについて具体的なかつ分かりやすく周知啓発を行い、青少年が尊厳を重んぜられながら心身ともに健やかに成長する環境の整備に取り組んでまいります。 また、SNSやデジタル技術に伴う被害から青少年を守る取組については、保護者が一義的な責任を負うことに加え、学校や地域が一丸となって取り組むことが望ましいと考えられることから、改正条例案においては、努力義務の主体を「保護者、学校関係者及び関係団体」としております。
② ディープフェイクポルノによる青少年の被害防止に向けた措置を講じることについて ・実在児童を素材とした生成AIにより出力されたディープフェイクポルノ画像を児童ポルノとして違法とする方針は賛成。児童ポルノをめぐる問題は「実在する人間の尊厳を守るため」に存在するものであり、完全なフィクションではなく実在児童が使われている以上児童ポルノに含まれることに異論なし。 ・顔が実在する児童の写真であれば、体の写真の年齢に関係なく児童ポルノとして規制すべき。顔が使われた児童の受け	改正条例案においては「児童ポルノ等」の解釈を明確化し、「児童ポルノ等」とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいい、生成AIその他の情報処理に関する技術を利用し、青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態

る心の傷は変わらないから。 ・未成年者が容易に生成AIディープフェイクポルノの材料にされてしまう、加害者になってしまう環境に絶望。誰もが当事者になってしまうことに恐れおののいているが、被害者を救済する法律はなく、生成 AI の存在を踏まえた新たな規制や罰則が必要だと強く感じている。 ・この条例が保護者を含めた県民全体への注意喚起として効果を及ぼすことを大きく期待。 ・県外の人間。ほかの都道府県にも続いてほしい。正しい倫理観をもつ地域として移住を検討している。 ・実在しない架空の人物の画像にまで対象を広げるべきではない。表現の自由の侵害や創作活動への委縮を避けるべき。 ・ディープフェイクポルノの被害者は成人・未成年を問わないと考えられることから、規制の手段として青少年健全育成条例を用いるべきではない。 ・提供を伴わない製造は禁止や罰則の対象から外すべき。 ・合成児童ポルノに対する法律上の対応は名誉毀損によって行うことが妥当。	(当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。)を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録及びその記録媒体を含む。」としております。 その上で、実在する青少年の容貌画像を用いて生成AI等により本人と見まがうような性的な画像を作成・製造又は提供することは、青少年の性的搾取に当たるとともに彼・彼女らの尊厳を著しく傷つけ、長期にわたり心身に有害な影響を与えうると考えられることから、県として、こうした被害から青少年を守るため、児童ポルノ等の作成・製造及び提供を禁止する規定を新設しました。当該規定は、アニメ・漫画などの仮想の人物に係る創作物は対象としていません。 また、罰則の付与については、関係機関との協議を踏まえて検討していく予定です。 今般の条例改正の趣旨について、県民に丁寧にご説明を重ねてまいります。
・性的ディープフェイクか否かや年齢・性別等に関わらず、他人の肖像や音声等を生成 AI で無断使用する行為に対して法規制すべき。 ・生成 AI で何らかの性的な画像を作るためには画像データセットが必要であり、新しく作られたAI生成物も取り込まれることによって被害の連鎖も懸念。違法データを二次利用した生成 AI と出力物に対しても規制が必要。 ・意図的に児童の画像データを改変させる行為だけでなく、生成 AI 自体も取り締まるべき。	今般の条例案は、生成 AI 等により青少年の容貌の画像情報を加工して作成した児童ポルノの作成・製造・提供を禁止するものですが、生成 AI 自体の在り方についてのご意見として今後の施策の参考とさせていただきます。
③ 保護者がフィルタリングソフトウェアを利用して閲覧を防止すべき情報の対象に闇バイト広告、オンラインカジノが含まれることを明確化することについて	
・子どもがインターネットを利用する権利を制限する対症療法よりも、子どもたちの主体性を尊重して、子どもたち自身の情報リテラシーを高めることを重点的に行ったほうが良い。	改正条例案において、フィルタリングソフトウェアにより閲覧を防止すべき有害情報に闇バイト情報やオンラインカジノが含まれることを明確化しております。保護者がペアレンタルコントロールを行うに当たっては、当該青少年の権利を尊重しつつ行われるべきものと考えており、こうした趣旨にて県民に周知を行うとともに、関係部署が連携して子どもたち自身の情報リテラシーの向上に向けた事業推進等に取り組んでまいります。
④ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が青少年が使用する携帯電話端末等の接続役務提供契約の締結等をする際に、ペアレンタルコントロールにより有害情報の閲覧又は視聴を防止すること及び秘匿性が高い SNS のアプリケーションのインストールを制限することが可能であることについて説明することを義務付けることについて	
・説明を義務付けるだけではなく、一歩踏み出して被害が生じたときには一緒に解決する義務も付け加えてほしい。 ・スマートフォンをこどもに買い与えるのは保護者であり、SNS はスマートフォンを使い利用している実態から、保護者にリスク等をきちんと説明して買うよう販売会社に義務づけることが必要。	改正条例案において、事業者に対し、青少年が使用する携帯電話端末の契約時に、秘匿性を有するSNSアプリであって犯罪行為に係る連絡手段として用いられる場合があるもののインストールをペアレンタルコントロールにより制限する方法を説明することを義務付けるとともに、県は、SNS等に起因する被害に関して青少年等からの相談に対応するための体制を整備することとしております。
⑤ 県の責務として、条例に関する青少年のための相談窓口を設置することを規定することについて	
・闇バイトとかいじめ、ポルノなどの投稿を見た時、それを報告する部署や消去する手立てがあればよい。 ・相談窓口は青少年や保護者が気軽に相談できるものとしていただきたい。また、相談窓口についてよく周知していただきたい。	新たに設ける相談窓口においては、SNSやデジタル技術に起因する様々なトラブル等について、青少年及びその保護者からの相談や照会に対応する予定です。闇バイトの通報先である「#9110」(警察相談専用電話)をはじめ、いじめ・誹謗中傷や各種権利侵害に関する既存の相談窓口とも連携を図りながら対応するとともに、本相談窓口について県民によく周知してまいります。